

(第4回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 7 日
契 約 業 者 名	日本工営株式会社 神奈川事務所
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横浜市中区住吉町 2 - 2 7
業 務 の 名 称	R 6 横浜国道事務所管内歩道橋・附属物点検（その 1）業務
業 務 場 所	神奈川、金沢国道、厚木各出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	神奈川、金沢国道、厚木各出張所管内の歩道橋および道路附属物について各部材の損傷及び変状の状態を把握し、損傷等に対し必要な措置の特定のために情報を収集することで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等の歩道橋および道路附属物に係る適切な維持管理を行うために、点検等を行い必要な資料を作成する。
履 行 期 間（自）	令和 6 年 5 月 2 1 日
履 行 期 間（至）	令和 7 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	6 6 , 4 7 3 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	3 , 0 1 4 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	6 9 , 4 8 7 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 歩道橋点検（増） 歩道橋定期点検要領が改定になったため、部材番号図の修正を 1 1 橋を追加する。 2. 直接経費 大師河原歩道橋、殿町二丁目歩道橋において、首都高速道路の規制が必要となったため、規制費を追加する。